

指定居宅介護支援事業者 運営規程

医療法人 岐阜勤労者医療協会
介護保険相談センターすこやか

第1条（事業の目的）

医療法人 岐阜勤労者医療協会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対して適正な居宅介護支援事業を行うことを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 一 介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるように支援する。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、公正中立な立場で、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努める。
- 三 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設などと連携に努める。

第3条（事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。）

- 一 名称 介護保険相談センターすこやか
- 二 所在地 岐阜市北山1丁目16番13号

第4条（事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。）

- 一 管理者（常勤兼務）1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 二 介護支援専門員

介護支援専門員（常勤専任） 5名

介護支援専門員（常勤兼務） 2名

介護支援専門員（非常勤専任）4名

- 三 介護支援専門員は、利用者35人に一人を標準として配置する。

介護支援専門員は、申請書の作成、居宅介護サービス計画の作成、その他の居宅介護支援業務の提供を行う。

第5条（事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。）

- 一 営業日 月曜日から土曜日まで。ただし、第4土曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
- 二 営業時間 月曜日から金曜日 9：00～17：00
土曜日 9：00～12：30
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条（指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。）

- 一 居宅サービス計画の作成
- 二 居宅サービス事業者との連絡調整
- 三 他の指定居宅介護支援事業者との連絡調整
- 四 指定介護保険施設との連絡調整
- 五 その他の居宅介護支援業務
- 六 使用する課題分析表は、独自方式とする。
- 七 利用者の相談を受ける場所は、利用者宅や相談室等とする。
- 八 サービス担当者会議の開催場所は、原則利用者宅で行い困難な場合は相談室等で行う。
- 九 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、原則として毎月訪問するとともに、必要に応じて訪問する。

第7条（利用料等）

- 一 指定居宅介護支援事業を実施した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅支援事業が法定代理受領サービスである時には無料とする。
- 二 通常の事業実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の距離別徴収額を基準とする。

・片道10km以上～15km未満	300円
・片道15km以上～20km未満	400円
・片道20km以上	500円
- 三 前項の費用の支払いを受ける場合には、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、岐阜市、関市のそれぞれ一部とする。

※地域詳細は、「通常の事業地域一覧」にて表示。

第9条（緊急時等における対応方法）

介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に、事故が発生した場合は必要な措置を取る。また利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

第10条（苦情を処理するために講ずる措置の概要）

管理者は、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき利用者からの相談や苦情等があった場合、迅速に対応する。

相談・苦情受付担当者 1名

相談・苦情解決責任者 管理者とする。

連絡先： 電話（058）244-3018 FAX（058）241-2005

第 11 条（非常災害対策）

管理者は、別に定める「消防計画」にもとづき、非常災害対策と要介護者等の安全確保に努める。また、岐阜市地域防災計画への協力に努めることとする。

第 12 条（暴力団の排除）

この規定の趣旨と内容は、岐阜市暴力団排除条例に基づいて、市と介護保険事業所が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならない。

第 13 条（その他運営に関する重要事項）

- 一 介護支援専門員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
- 二 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 五 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示する。
- 六 運営規程及び重要事項説明書等の重要事項は常に最新の情報がインターネットで閲覧できます。
- 七 岐阜市条例に従い、完結する記録の保存は5年間とします。
- 八 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人岐阜勤労者医療協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

通常の事業地域一覧

岐阜市	岐阜市地域包括支援センター東部：岩・芥見・芥見東・芥見南 岐阜市地域包括支援センター北東部：藍川・三輪南・三輪北
関市	関市中央第3地域包括支援センター：瀬尻地区・西部地区

附 則

平成 30 年 5 月 1 日 ～施行（第 1 版）

平成 30 年 10 月 11 日～施行（第 2 版）

令和元年 7 月 1 日～施行（第 3 版）